

# ふたば税理士法人

旭川事務所:旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所: 札幌市北区北7条西6丁目2-34 SKビル7F

東京事務所:東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティ A-28F

http://www.futaba-tax.co.jp プリータ イヤル(0120)978-028

## 2011年1月号 (Vol. 101)

謹んで新春のお祝いを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。 あいかわらず厳しい経済環境が続いておりますが、ふたば税理士法人はそんな状況を吹き飛ばす元気 な法人でありたいと考えております。私たちの活動を通じて、当法人のお客様やお取引先様、当法人の スタッフみんなが元気になるそんな税理士法人になるべく、本年も邁進いたします。

新しい年がみなさまにとりまして実りある良い年になるよう、心からご祈念申し上げます。

ふたば税理士法人代表 西俊輔

### <税制改正大綱が発表になりました>

昨年12月、平成23年度税制改正大綱が発表されました。中小企業に関係する主な改正内容は次のとおりです。なお、この大綱が正式に決定するのは3月末の国会通過後になります。法人税率を下げることによって経済を活性化させる一方、格差是正のため高所得者や資産家には増税になる内容となっています。

#### <所得税>

□給与所得控除の上限設定 (平成 24 年分以後の所得税から)

従来、給与所得控除は、給与収入に応じて逓増的に控除が増加していく仕組みとなっていましたが、 給与収入が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については 245 万円の上限が設けられることに なりました。 2,000 万円を超える年収の役員についてはさらに控除が少なくなります。

□退職所得優遇課税の見直し (平成 24 年分以後の所得税から)

勤続年数が5年以内の役員については、退職所得の計算方法について、退職所得控除額を控除した 残額の1/2を課税額とする措置が廃止されます。

#### <法人税>

□法人税の税率の引下げ(平成23年4月1日以後開始する事業年度から)

法人税の基本税率が現行 30%から 25.5%に引き下げられます。さらに中小法人の軽減税率も 18%から 15%に引き下げられます。

□**雇用促進税制の新設**(平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

従業員が前期末より 10%以上かつ 5 人以上(中小企業は 2 人以上)増加した場合、その増加した従業員数に 20 万円を乗じた金額が税額控除になります。

#### <相続税>

□相続税の基礎控除の変更 (平成23年4月1日以後の相続から)

改正前 5,000 万円+ (法定相続人×1,000 万円) ↓

改正後 3,000 万円+ (法定相続人×600 万円)

□相続税率の引き上げ(平成23年4月1日以後の相続から)

相続税の税率が現行6段階から8段階になり、最高税率が現行50%から55%へと引き上げられます。

□相続時精算課税制度の適用要件の見直し(平成23年1月1日以後の贈与から)

受贈者の範囲に、20歳以上の孫が追加されることになりました。また、贈与者の年齢要件も現行の65歳以上から60歳以上に引き下げられることになりました。

